

福岡市建築基準法施行条例（平成19年福岡市条例第29号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>第1条～第20条（略） （<u>自動車車庫等の構造</u>）</p> <p>第21条 建築物の一部を<u>自動車車庫（床面積の合計が50平方メートル以下のものを除く。）</u>又は<u>自動車修理工場（以下この条及び次条において「自動車車庫等」という。）</u>の用途に供する場合であつて、当該<u>自動車車庫等</u>の直上に2以上の階を有するとき又は<u>自動車車庫等</u>の直上階の居室の床面積が100平方メートルを超えるときは、<u>自動車車庫等</u>の主要構造部を準耐火構造又は施行令第109条の3第2号に定める構造としなければならない。</p> <p>（<u>自動車車庫等の防火区画</u>）</p> <p>第22条 建築物の一部を<u>自動車車庫等</u>の用途に供する場合においては、<u>施行令第112条第12項及び第13項</u>の規定により区画された場合を除き、その車庫部分又は作業場部分及びその他の部分を準耐火構造とした壁若しくは下地を不燃材料で造るとともに仕上げを不燃材料で行った壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で区画しなければならない。</p> <p>第23条～第35条（略） （仮設興行場等に対する制限の緩和）</p> <p>第36条 法第85条第5項前段又は第6項前段の規定による許可を受けた仮設興行場等については、第3章から前章までの規定は、適用しない。</p> <p>第37条～第39条（略） （施行期日）</p>	<p>第1条～第20条（略） （<u>自動車修理工場の構造</u>）</p> <p>第21条 建築物の一部を<u>自動車修理工場</u>の用途に供する場合であつて、当該<u>自動車修理工場</u>の直上に2以上の階を有するとき又は<u>自動車修理工場</u>の直上階の居室の床面積が100平方メートルを超えるときは、<u>自動車修理工場</u>の主要構造部を準耐火構造又は施行令第109条の3第2号に定める構造としなければならない。</p> <p>（<u>自動車修理工場の防火区画</u>）</p> <p>第22条 建築物の一部を<u>自動車修理工場</u>の用途に供する場合においては、<u>施行令第112条第12項</u>の規定により区画された場合を除き、<u>その作業場部分及びその他の部分</u>を準耐火構造とした壁若しくは下地を不燃材料で造るとともに仕上げを不燃材料で行った壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で区画しなければならない。</p> <p>第23条～第35条（略） （仮設興行場等に対する制限の緩和）</p> <p>第36条 法第85条第5項前段又は第6項前段の規定による許可を受けた仮設興行場等<u>及び法第87条の3第5項前段又は第6項前段の規定による許可を受けた建築物</u>については、第3章から前章までの規定は、適用しない。</p> <p>第37条～第39条（略）</p>

規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。⇒令和元年6月25日より施行（福岡市建築基準法施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（令和元年6月24日福岡市規則第15号））

(1) 福岡市建築基準法施行条例第22条の改正規定（「第112条第12項及び第13項」を「第112条第12項」に改める部分に限る。） 公布の日

(2) 福岡市建築基準法施行条例第21条の改正規定及び同条例第22条の改正規定（「第112条第12項及び第13項」を「第112条第12項」に改める部分を除く。） 平成31年4月1日